

2020年5月12日

令和2年(オ)第534号
令和2年(受)第681号

最高裁判所第三小法廷 御中

女性ユニオン東京

執行委員長 井出 志保

妊娠・育児によるハラスメントをなくす会

妊娠・育児によるハラスメントがない社会へ 公正に判断されることを求める要請書

2019年11月28日、東京高等裁判所第8民事部による、東京地裁判決を全面的に覆した判決は、会社が育休明けの労働者を契約社員化し契約期間満了による雇止めをする育休切りの手法に、司法がお墨付きを与えるような内容であり、育休明け労働者の不利益取り扱いが横行している日本の労働現場の問題点を看過したものです。

働く女性は年々増えているにもかかわらず、日本社会は、昨年ジェンダーギャップ指数121位とされたことに示されるように、国際的にみれば女性差別が解消されていない状況です。また、日本の少子化は急激に進行し、安心して子供を産み育てながら原職で働き続けられない状況が続いています。

本件のように、妊娠・出産というライフステージを経た女性労働者が原職に復帰して働き続けることが困難になってしまったら、少子化社会の改善は程遠いと言わざるを得ません。均等法や育児介護休業法が職場で実効性を発揮することが求められています。

また、東京高裁判決は、労働者が会社で録音したことを雇止めの理由として認め、提訴した記者会見での発言の報道内容をもって、名誉棄損に該当すると断じました。このような東京高裁判決は、司法に訴える労働者の声を押し込めるに等しく、社会的影響が大きいものです。

このように、社会的影響力が大きい本事案について、御庁に置かれましては、働く女性が置かれている状況に対する深い理解をもって、妊娠・育児によるハラスメントがない社会へ向かう道へ舵を切るよう、弁論を開いて東京高裁判決を破棄していただきたく、ここに要請いたします。

以上

連絡先：女性ユニオン東京／妊娠・育児によるハラスメントをなくす会

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町4-6-3 メゾン孝203

電話・FAX 03-6907-2020 / Email info@w-union.org